

裾野市男女共同参画プラン はじめのいっぽⅣ

令和5年3月

裾 野 市

目 次

第 1 章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	2
3 計画の性格	3
4 計画の期間	3
 第 2 章 計画策定の背景	4
1 世界の動き	4
2 日本の動き	5
3 県の動き	6
4 裾野市の取り組みと今後の課題	7
 第 3 章 基本計画の内容	8
裾野市男女共同参画プラン体系図	8
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	10
1 多様な価値観、人権と性を尊重する意識づくり	10
2 各分野における男女共同参画の推進	13
基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる環境づくり	16
1 女性の登用・社会参画の推進	16
2 男性の家庭・地域への参画推進	21
3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	25
基本目標Ⅲ 安心・安全に暮らせる社会づくり	27
1 ジェンダーに基づく、あらゆる暴力の根絶及び被害者の支援	27
2 生涯を通じた健康支援体制の充実	30

第4章 推進体制	32
1 推進体制の強化	32
参考資料	34
1 男女共同参画に関する施策の経過（年表）	34
2 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）	39
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 （平成13年4月13日法律第31号）	46
4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	62

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、平成8年（1996年）に市職員で構成された「男女共同参画検討準備会」を発足し、市職員意識調査や男女共同参画社会形成のための学習を積み重ね、平成9年（1997年）には、男女共同参画の推進を図るため、市役所内に「裾野市男女共同参画推進委員会、幹事会、担当者会議」を設置しました。

さらに、「裾野市男女共同参画プラン策定協議会」を設置し、平成11年（1999年）に男女共同参画推進のための基本的指針となる「裾野市男女共同参画プラン『はじめのいっぽ』」を策定しました。その後、プランの推進を図るため、学識経験者や市民等で組織する「裾野市男女共同参画推進市民委員会」を設置しました。

その後、策定から5年を経過するプランの改訂に伴い、平成15年（2003年）に「裾野市男女共同参画プラン『はじめのいっぽⅡ』」（改訂版）を、平成23年（2011年）に「裾野市男女共同参画プラン『はじめのいっぽⅢ』」（改訂版）策定し、効果的な施策の推進に努めてきました。

国においては、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、現在、地方自治体を含む各事業主には女性の活躍に向けた着実な取組が求められています。

しかし、一方で政治・経済・社会における様々な分野において政策・方針決定過程への女性の参画が少ないこと、収入や正規雇用率など雇用分野における男女差が依然として大きいこと、仕事と子育て・介護等の両立の難しさなど、なお取り組むべき多くの課題があります。また、女性に対する暴力の根絶、ひとり親家庭の抱える困難の克服等、様々な生きづらさを解消して女性活躍を支える安全・安心な社会を構築していくことも重要です。

この度、「裾野市男女共同参画プラン『はじめのいっぽⅢ』」が計画期間満了となることから、持続可能な活力ある男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、「裾野市男女共同参画プラン『はじめのいっぽⅣ』」を策定します。

～男女共同参画社会とは～

男女共同参画社会基本法第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」とされています。

基本的人権の尊重は日本国憲法の柱の一つで、侵すことのできないものであると保障されています。人権は、人種や民族、性別を超えて、誰にでも認められる基本的な権利であり、私たちが幸せに生きるためのものです。また、私たちはこれらの権利を有するのと同時に義務を果さなければなりません。

男女共同参画社会を実現するためには、まず、基本的人権が憲法でうたわれているように私たち一人ひとりが人権を尊重することが必要です。

私たちはこの基本に立ち返り、性別にかかわらず人々が互いを認め、協力しながら喜びや責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮しながら暮らすことができる男女共同参画社会の実現をめざします。それが、急速な社会情勢の変化にも対応できる、活力あふれた裾野市の発展へとつながるでしょう。

以上の考えを踏まえ、「裾野市男女共同参画プラン『はじめのいっぽⅣ』」の策定に伴い、本市では新たな基本理念を設定し、更なる取り組みを進めます。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、(1) 男女の人権の尊重、(2) 社会における制度又は慣行についての配慮、(3) 政策等の立案及び決定への共同参画、(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立、(5) 国際的協調を掲げ、次いで、国、地方公共団体、国民の責務をそれぞれ定めています。さらに、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な施策として、国の男女共同参画基本計画の策定、年次報告等の作成などについて規定しています。

裾野市がめざす男女共同参画社会の基本理念

**男女が互いに認め合い
一人ひとりが輝きながら
夢を実現できるまち**

3

計画の性格

- ①本計画は、「男女共同参画社会基本法」（平成11年6月施行）第14条3項に基づき策定するものです。
- ②本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「第3次静岡県男女共同参画基本計画」の基本的考え方、男女共同参画に関する市民の意識と実態調査を踏まえ、男女共同参画社会を形成していくために必要な取り組みの指針として策定するものです。
- ③「第5次裾野市総合計画」を上位計画とするとともに、「次世代法及び女性活躍推進法に基づく裾野市特定事業主行動計画」、「地域福祉計画」等の関連諸計画との整合性を図ります。

4

計画の期間

計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）とします。
ただし、今後、著しい社会情勢の変化がみられた場合など必要に応じて、見直しを行うこととします。

第2章

計画策定の背景

1 世界の動き

国際連合では、女性の地位向上のため、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」としました。同年、世界初となる国連世界女性会議がメキシコシティで開催され、女性の地位向上のための行動を促す「世界行動計画」が採択されました。そして、翌昭和 51 年（1976 年）から昭和 60 年（1985 年）までを「国連婦人の 10 年」と定め、女性の人権擁護と男女平等のための国際的な行動が開始されました。

また、昭和 54 年（1979 年）に国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という）が採択、昭和 60 年（1985 年）には、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択、各国でのさらなる女性の地位向上に向け、継続して取り組んでいくことが決定されました。

その後、平成 7 年（1995 年）には北京において「第 4 回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」では、女性の地位向上のため平成 12 年（2000 年）までの 5 年間に各国政府が取り組む 12 の重大問題領域^(注)が示されました。

さらに、平成 12 年（2000 年）にはニューヨークにて開催された国連特別総会「女性 2000 年会議」では、「女子差別撤廃条約」の完全批准など「行動綱領」の完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

近年においては、平成 17 年（2005 年）に「第 49 回国連婦人の地位委員会」、通称「北京+10」がニューヨークにて開催され、「行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況についての評価や見直しが行われました。

また、平成 18 年（2006 年）には「東アジア男女共同参画担当大臣会合」が東京で開催され、男女共同参画の重要性、男女共同参画の取り組みや推進にあたっての課題等について意見交換を行い、「東京閣僚共同コミュニケ」を採択しました。平成 19 年（2007 年）にはインドで第 2 回会合が開催されています。平成 22 年（2010 年）には「第 54 回女性の地位委員会（北京+15）」が開催され、これまでの取り組みと今後の課題が確認されています。平成 27 年（2015 年）には、第 4 回世界女性会議から 20 年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」と第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況及び評価を主要テーマとして第 59 回国連婦人の地位委員会（北京+20）が開催されました。

(注) 12 の重大問題領域は、①「女性と貧困」、②「女性の教育と訓練」、③「女性と健康」、④「女性に対する暴力」、⑤「女性の武力紛争」、⑥「女性と経済」、⑦「権力及び意思決定における女性」、⑧「女性の地位向上のための制度的な仕組み」、⑨「女性の人権」、⑩「女性とメディア」、⑪「女性と環境」、⑫「女兒」とされました。

わが国においては、男女平等の実現や女性を取り巻く諸問題の解決に向け、昭和50年（1975年）に婦人問題企画推進本部が設置され、昭和52年（1977年）に「国内行動計画」が策定されました。

昭和60年（1985年）には「男女雇用機会均等法」の整備を経て、「女子差別撤廃条約」を批准し、法制度面において大きく前進しました。

平成6年（1994年）には推進体制強化のため、内閣府に「男女共同参画推進本部」が設置され、平成8年（1996年）に「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

その後平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」（以下、「基本法」という。）が制定、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけられ、平成12年（2000年）には基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。平成17年（2005年）には新たな計画策定の必要性から、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

また、平成20年（2008年）には、男女共同参画推進本部において、女性の参画拡大を推進するための戦略的な取り組みを定める「女性の参画加速プログラム」が策定されました。

さらにその後の国内外の状況の変化を考慮し、平成22年（2010年）12月には「第3次男女共同参画基本計画」が、平成27年（2015年）12月には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。そして、令和2年（2020年）12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されています。

静岡県においては、国際婦人年を契機とした国際的な動きや国の「国内行動計画」策定などの取り組みから、昭和52年（1977年）、労働部に「婦人問題担当窓口」が設置されました。昭和55年（1980年）には生活環境部に「婦人対策室」が設置され、さらに「婦人行政推進庁内連絡会議」を組織して推進体制の整備が図られました。また、昭和61年（1986年）に女性行政を総合的に推進するための「婦人のための静岡県計画」が策定され、「静岡県婦人問題推進会議」が設置されました。

平成3年（1991年）には、男女共同参画による21世紀の静岡県づくりをめざした「婦人のための静岡県計画（修正計画）」が策定され、平成5年（1993年）に女性総合センター「静岡県女性行政推進会議」が組織されました。

平成8年（1996年）、男女共同参画社会の実現に向けての基本方針となる「男女がともに創るしずおかプラン」が策定され、平成9年（1997年）にはその行動計画である「男女が共に創るしずおか推進計画（アクションプログラム）」が策定されました。

また、平成13年（2001年）には、基本法の趣旨を踏まえ、「静岡県男女共同参画推進条例」（以下、「条例」という。）が公布・施行され、この条例に基づく静岡県の男女共同参画の取り組みを総合的、計画的に進めるための役割を担う「静岡県男女共同参画室」と「静岡県女性総合センター」が設置されました。

平成14年（2002年）、条例の基本理念をはっきりとした形にし、実効性のある施策を展開していくため、計画期間を平成15年度から平成22年度とする、「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか2010”」が策定されました。この計画の後期にあたる平成19年（2007年）には、内容を社会経済環境の変化やこれまでの取り組みの成果・課題等を踏まえて見直し、施策の展開方向を重点的に示した基本計画の改訂版である、「後期実践プラン」が策定され、新たな取り組みが実施されました。

平成23年（2011年）には、県民と連携・協働した取組を推進するため、計画期間を平成23年（2011年）から令和2年（2020年）の10年間とする「第2次静岡県男女共同参画基本計画」が策定されました。

そして、令和3年に「第2次静岡県男女共同参画基本計画」の評価で明らかになった課題や、新型コロナウイルス感染症等がもたらした新たな課題に対処するため、「第3次静岡県男女共同参画基本計画」が策定されています。

①本市の取り組み

本市では、平成8年（1996年）に市職員で構成された「男女共同参画検討準備会」を発足し、市職員意識調査や男女共同参画社会形成のための学習を積み重ね、平成9年（1997年）には、男女共同参画の推進を図るため、市役所内に「裾野市男女共同参画推進委員会、幹事会、担当者会議」を設置しました。

さらに、「裾野市男女共同参画プラン策定協議会」を設置し、平成11年（1999年）に男女共同参画推進のための基本的指針となる「裾野市男女共同参画プラン『はじめのいっぽ』」を策定しました。その後、プランの推進を図るため、学識経験者や市民等で組織する「裾野市男女共同参画推進市民委員会」を設置しました。

平成13年（2001年）には、市内の1地区を「裾野市男女共同参画推進モデル地区事業」のモデル地区に指定し、男女共同参画について地区全体で自主的な推進の啓発に努め、翌平成14年（2002年）には2地区を指定しました。

その後、策定から5年を経過するプランの改訂に伴い、平成15年（2003年）に「裾野市男女共同参画プラン『はじめのいっぽⅡ』」（改訂版）を、平成23年（2011年）に「裾野市男女共同参画プラン『はじめのいっぽⅢ』」（改訂版）策定し、効果的な施策の推進に努めてきました。

②アンケート調査による評価と課題

本市では、男女共同参画に関する市民の意識と実態を把握し、今後の取り組みの基礎資料とするため、「男女共同参画に関するアンケート調査」を実施しました。

この調査では、①家族や地域活動について、②男女平等について、③職業や労働について、④社会参加について、⑤男女間の暴力について、⑥行政への要望について質問しました。

この結果、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」、「結婚後、妻は夫に従う」ことに否定的な人が増え、「男女とも仕事をし、家事・育児も男女で分担する」を支持する人が増えました。しかし、現実には「女性が家事・育児を分担している」家庭が多く、理想とのギャップが生じています。

また、男性の「地域活動」や「家事・育児・介護等の家庭生活における活動」への参画を進めるために必要なことは「家族の一員としての役割を果たすための環境づくり」と「制度・慣行の見直し」であるとの回答が多数挙がりました。

一方で、女性が働くうえで障害になることとして「長時間労働や残業」が全体の約40%を占めています。さらに、女性の社会参画に必要な行政施策は「育児・介護の支援」であるとの回答が全体の約70%を占めています。

以上の事から、ジェンダー意識が男女ともに向上していますが、理想と現実に乖離がみられます。個人の価値観や生き方、社会における活動が多様化する中、男女共同参画社会の形成をめざす上では、制度や慣行を見直すことが求められます。

第3章

基本計画の内容

裾野市男女共同参画プラン体系図

基本理念

基本目標

施策の方向

男女が互いに認め合い
一人ひとりが輝きながら
夢を実現できるまち

I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

1 多様な価値観、人権と性を尊重する意識づくり

2 各分野における男女共同参画の推進

II 誰もが活躍できる環境づくり

1 女性の登用・社会参画の推進

2 男性の家庭・地域への参画推進

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

III 安心・安全に暮らせる社会づくり

1 ジェンダーに基づく、あらゆる暴力の根絶及び被害者の支援

2 生涯を通じた健康支援体制の充実

具体的な施策

- (1) 性別にとらわれない役割意識の啓発
- (2) モデル的な活動への支援
- (3) 多様な性のあり方に関する理解の促進

- (1) 学校教育等への男女共同参画の推進
- (2) 生涯学習への男女共同参画の推進
- (3) 国際社会・多文化共生への男女共同参画の推進

- (1) 市の審議会への女性の登用促進
- (2) 市女性職員の管理職への登用と職域拡大の推進
- (3) 企業・団体等における方針決定への女性の参画の促進

- (1) 育児・介護休業制度の利用促進
- (2) 地域活動への参画推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動の実施
- (2) 多様な就業形態の普及と就業支援の充実

- (1) DVに関する認識の啓発
- (2) 相談しやすい環境づくり
- (3) 保護体制の充実

- (1) 健康づくりと生きがいづくりの推進
- (2) 妊娠・出産・育児にかかわる健康支援

1 多様な価値観、人権と性を尊重する意識づくり

現状と課題

本市で平成11年（1999年）に最初の「男女共同参画プラン『はじめのいっぽ』」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的に推進してから20年以上が経過しました。

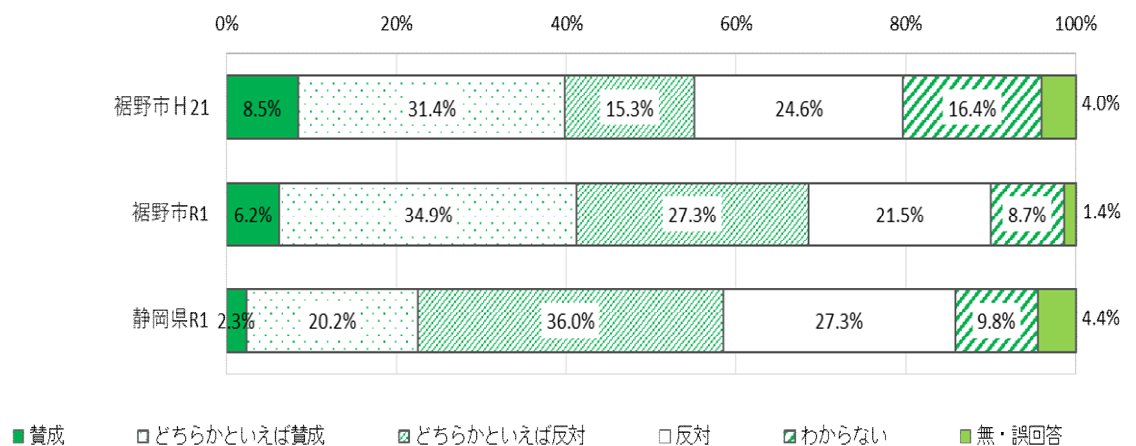
これまでの啓発活動として、男女共同参画推進フォーラムや男女共同参画推進講座の開催、機関紙の発行などの取り組みを行ってきました。

アンケート調査では、固定的な性別役割分担意識の代表とされる「男は仕事、女は家庭」という考え方は、平成21年から令和元年までの10年間で、「反対」、「どちらかといえば反対」の人の割合は高くなってきています。（図1）

男女共同参画社会を実現するためには、性別や世代に関わりなく、男女が責任を分かち合い個性と能力を発揮するための多様な選択ができる社会づくりが求められます。

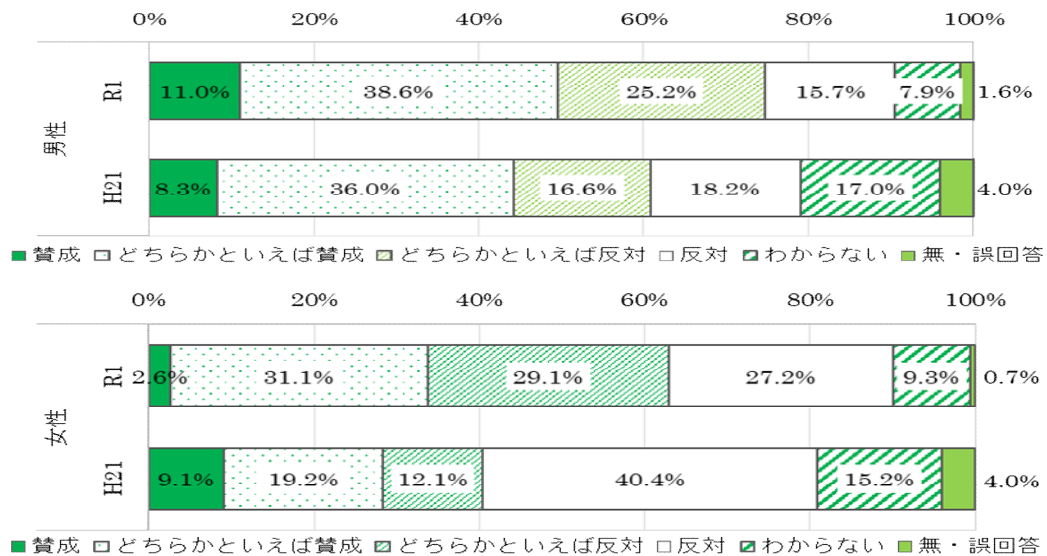
このため、知識習得や意識啓発を中心とした取り組みから、市民の幅広い年齢層に身近でわかりやすく、男女共同参画の意義を理解し、実践につながる啓発活動を行うことが必要です。また、男女間での認識の違いや、世代間の意識の違いにも留意した啓発活動を進めることも必要です。

図1 「男は仕事、女は家庭」という考え方（県比較）



（出典：令和元年度 男女共同参画に関するアンケート調査）

図2 「男は仕事、女は家庭」という考え方（男女別）



(出典：令和元年度 男女共同参画に関するアンケート調査)

行政の取り組み

関連事業名	事業内容	担当部署
(1) 性別にとらわれない役割意識の啓発		
男女共同参画推進講座	男女共同参画の基本である人権の尊重などについて、講座やフォーラム等を通じて啓発活動を行い、男女共同参画意識の向上を図ります。	コミュニティ課
情報紙やホームページでの情報発信	市民に対して男女共同参画の正しい理解を広め、男女共同参画意識の向上を図ります。	コミュニティ課
(2) モデル的な活動への支援		
情報紙やホームページでの情報発信	男女共同参画に取り組む団体の活動情報を広く市民に周知し、男女共同参画への認知を図ります。	コミュニティ課
(3) 多様な性のあり方に関する理解の促進		
同性パートナーシップ制度※の研究	性的マイノリティ※の支援として、パートナーシップ制度を導入している市町の情報収集や研究を行います。	コミュニティ課
性的マイノリティへの行政の文書・表示等に関する配慮	各種申請手続等における性別記載や、性的マイノリティへの行政の文書・表示等に関する配慮を検討します。	全課

※同性パートナーシップ制度：各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行する制度です。

※性的マイノリティ：LGBTQ と呼ばれ、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）など、性的マイノリティの方を表す総称のひとつです。

市民自らの取り組み

- ・家庭において、性別によって役割が固定されていないかを確認し、見直しましょう。
- ・男女共同参画や人権に関する講座などに積極的に参加し、学んだことを家庭や地域へ広めましょう。
- ・家庭・地域生活において性別にかかわらずお互いを尊重し、助け合いましょう。

学校・地域・事業者の役割

- ・地域や職場で男女共同参画について話し合う機会や学習する機会をもち、男女共同参画に関する理解を深め、実践しましょう。
- ・「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分けている現状があれば見直しましょう。

2 各分野における男女共同参画の推進

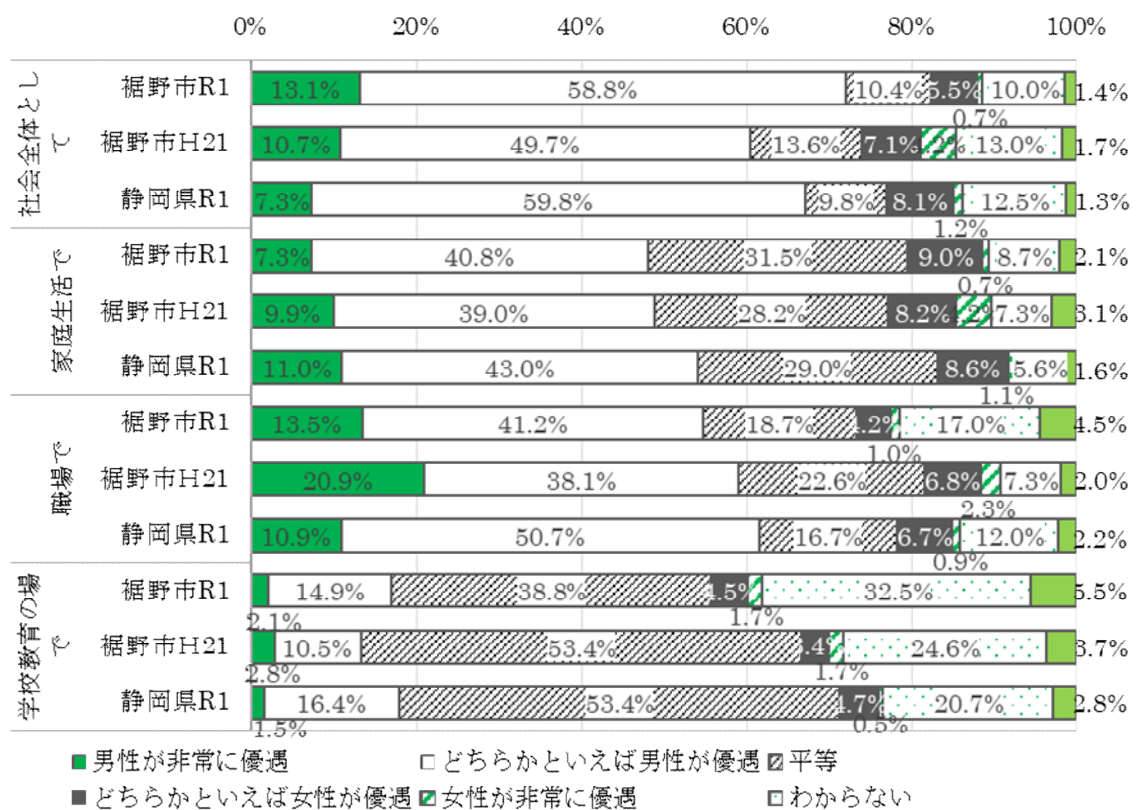
現状と課題

本市では意識づくりを積極的に進めるため、家庭や学校に向け、啓発活動や教育・学習機会の充実を図ってきました。

アンケート調査では「職場」や「社会全体」で男女平等であると思う人の割合は減り、どちらかといえば男性が優遇されていると思う人の割合が増加しています。(図3) このことから、社会的性差が根強く残っていることが伺えます。

このため、学校教育や生涯学習の機会を通じて、互いの人権を尊重する教育や性に関する教育を進め、性別や国籍関係なく協力する意識を持つ必要があります。

図3 各分野で男女平等についてどう感じているか



(出典：令和元年度 男女共同参画に関するアンケート調査)

行政の取り組み

関連事業名	事業内容	担当部署
（１）学校教育等への男女共同参画の推進		
学校や教育分野への女性の登用促進	教員の管理職における女性割合の増加を目指します。また、教務主任や学年主任等への女性職員の配置を推進します。	学校教育課
ジェンダー平等教育の推進	職業講話等を通じて、性の多様性について理解を深め、相手を尊重し認め合うことができるよう、ジェンダー平等の意識を醸成します。	コミュニティ課
（２）生涯学習への男女共同参画の推進		
男女共同参画推進講座（再掲）	男女共同参画の基本である人権の尊重などについて、講座を通じて啓発活動を行い、男女共同参画意識の向上を図ります。	コミュニティ課
（３）国際社会・多文化共生への男女共同参画の推進		
外国人支援事業	市民の国際交流の機会を提供するほか、外国人が住みやすい体制を整備します。	コミュニティ課
外国人相談	市内在住の外国人のための相談体制を構築し、暮らしやすい環境を整備します。	コミュニティ課

市民自らの取り組み

- ・男女の性差について正しく理解し、お互いの性を尊重し、思いやりの気持ちを持ちましょう。
- ・日頃の何気ない言動が相手を傷つけていないか、自分自身でチェックしてみましょう。
- ・男女共同参画や人権に関する講座などに積極的に参加し、学んだことを家庭や地域へ広めましょう。

学校・地域・事業者の役割

- ・男女の性の違いを踏まえた上で、固定的ではなく、子ども一人ひとりの能力を伸ばす教育を実践しましょう。
- ・自治会などの地域活動で、「男だから、女だから」という意識にとらわれないよう心がけましょう。
- ・地域活動や団体活動において、男女双方の意見を取り入れるようにしましょう。

目標指標

指 標	担当部署	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和14年度)
社会全体で男女が平等 と感じる市民の割合	コミュニティ課	10.4%	20%
家庭生活上で男女が平等 と感じる市民の割合	コミュニティ課	31.5%	35%
職業講話の実施回数 (累計)	コミュニティ課	9回 (平成27年度 ～令和3年度)	12回 (令和4年度～ 令和13年度)

1 女性の登用・社会参画の推進

現状と課題

政治や経済、行政分野をはじめ、地域活動、防災、学術等、のあらゆる分野において、女性の参画拡大が求められ、これまでも取り組みが進められてきました。平成 27 年度には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、行政や企業には、より積極的な女性の登用が求められることとなりました。

固定的な性別役割分担による慣習や意識にとらわれず、働きたい誰もが平等に、その能力を十分に発揮できる社会づくりは、男女の基本的人権に深くかかわるとともに、経済社会の活性化という観点からも重要な意義を持ちます。

生産年齢人口の減少が見込まれる中、将来にわたり持続可能である活力ある経済社会を築いていくためには、潜在的な「女性の力」が求められています。

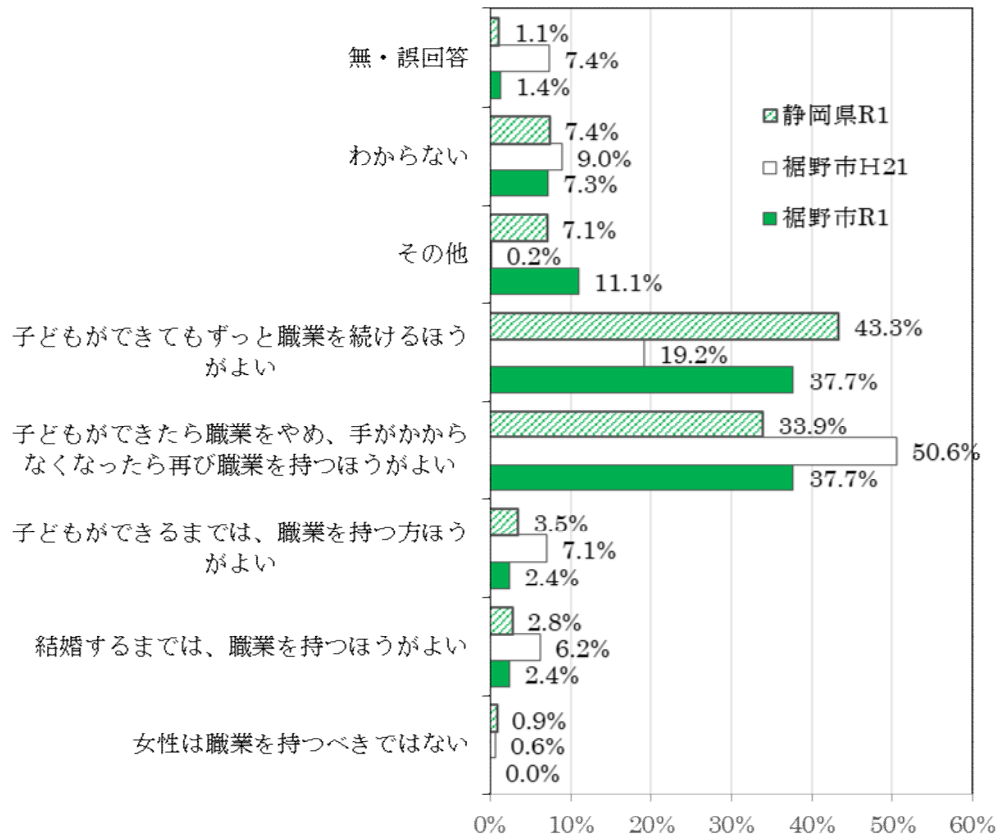
アンケート調査から、前回調査時と比べると「子どもができたなら職業をやめ、手がかからなくなったら再び職業を持つ方がよい」と考える人は減り、「子どもができてみずっと職業を続けるほうがよい」と考える人が増えていることから、働くことへの意識は向上していることが伺えます。（図 4）

しかし、「職場において男女平等である」と思う人の割合は減っており、雇用の機会や職場における男女の格差は現在も残っているのが現状です。（図 3）

また、女性が働くうえで障害になることは、「育児・介護休業の取得が難しい」や「長時間労働や残業」であるとの回答が最も多い結果となりました。そのため、女性の社会参画において必要な行政の取り組みは「育児・介護の支援」であるとの回答が 70%を超えました。（図 6）

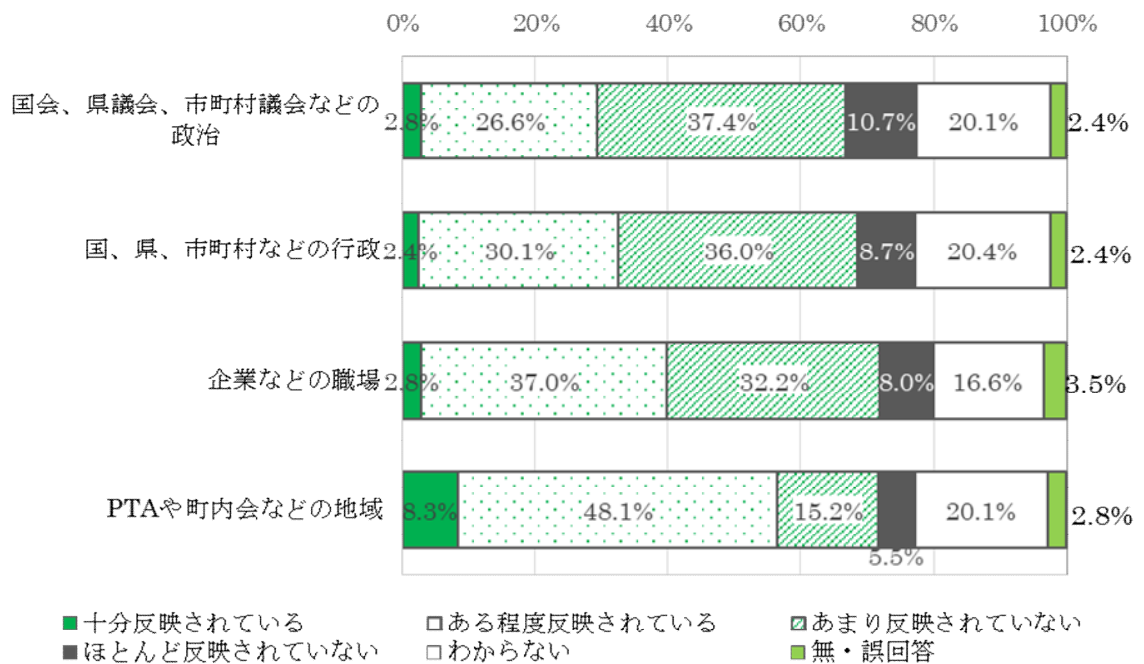
働く場において、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できることは男女共同参画社会を実現する上でとても重要なことです。仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくすとともに、性別に関わらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりや働き続けられる職場環境づくりを進める必要があります。さらに現在では、感染症の拡大が契機となり、テレワークの推進やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性ももたらされています。

図4 女性が職業を持つことについてどう思うか



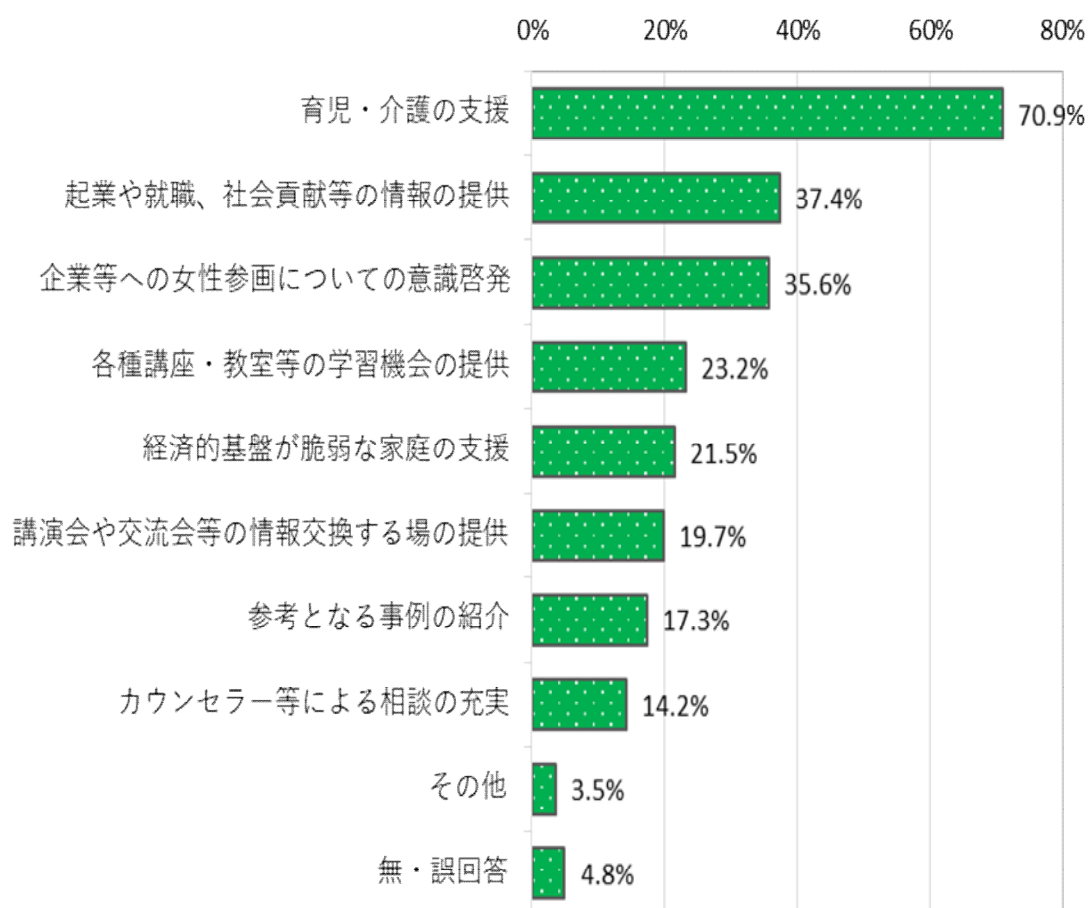
(出典：令和元年度 男女共同参画に関するアンケート調査)

図5 女性の意見がどの程度反映されていると思うか



(出典：令和元年度 男女共同参画に関するアンケート調査)

図6 女性の社会参画を進めるため、行政として必要な取組



(出典：令和元年度 男女共同参画に関するアンケート調査)

行政の取り組み

関連事業名	事業内容	担当部署
(1) 育児・介護休業制度等の利用促進		
家事・育児・介護などに参画するための情報提供や講座の開催	男性を対象とした家事・育児・介護等を支援する情報提供や講座等を開催します。	子育て支援課 生涯学習課 コミュニティ課
男性の育児休業制度の利用促進	男性の育児休業制度等の利用事例の紹介や、市職員における男性の育児休業制度等の条件や事務手続きをまとめ、周知します。	人事課
子育て支援事業の充実	働く夫婦の子育てを支援するため、保育園の待機児童の解消や一時預かり事業等の充実を図ります。	こども未来課
(2) 市の審議会等への女性の登用促進		
市の審議会等への女性の登用促進	市に設置されている各種審議会、委員会、その他団体等の委員への積極的な女性の参画の拡大と女性委員登用の促進を図ります。	関係部署
(3) 市女性職員の管理職への登用と職域拡大の推進		
人事管理事業	市の女性職員に対する管理職への割合の増大や職域の拡大を進めるため、従来の職務分担の見直し、人事評価制度を活用し、能力と実績を重視した人事管理を進めます。	人事課
(4) 企業・団体等における方針決定への女性の参画の促進		
先進事例や導入方法について県ホームページ・情報誌等による情報提供	あらゆる分野における方針決定への男女共同参画を推進するため、市・民間企業や各種団体等に対して、ポジティブ・アクション※の啓発を進めるとともに、その取り組みの必要性や実施方法についての理解と情報提供に努めます。	コミュニティ課

※ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

市民自らの取り組み

- ・性別にかかわらず方針決定過程への参画にチャレンジする意識を高め、積極的に研修や講座等に参加し、能力を高めましょう。
- ・性別にかかわらず市政に関心を持ち、審議会などの政策・方針決定の場に、積極的に参画しましょう。
- ・配偶者など身近な女性の参画意欲に対する理解を深め、協力しましょう。

学校・地域・事業者の役割

- ・性別にかかわらず、参画しやすい活動方法や会議の運営方法などを検討しましょう。
- ・職場では性別にかかわらず、個人の能力に応じた方針決定過程への参画を進めましょう。
- ・女性の活躍に関する情報を積極的に公表しましょう。

目標指標

指 標	担当部署	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
市の女性管理職の割合	人事課	21.3% (男性59人,女性16人)	30% (令和7年度)
審議会等への女性委員の登用率	全課	25.4%	30%
区長連合会に占める女性区長の累計人数	コミュニティ課	1人 (平成23年度～令和3年度)	5人 (令和4年度～令和13年度)
民生委員に占める女性の割合	総合福祉課	45%	50%
ポジティブ・アクション(積極的改善措置)という言葉を知っている市民の割合	コミュニティ課	38.8% (令和元年度数値)	40%

2 男性の家庭・地域への参画推進

現状と課題

家事・育児・介護等の経験は、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ職務における視野を広げるなど、男性自身のキャリア形成にも重要な機会となるとされています。

アンケート調査から、「男性が育児休業や介護休業を取得することについてどう思うか」という設問で、「積極的にとったほうがよい」、「どちらかといえばとったほうがよい」と答えた人が80%と多数を占めていることがわかります。(図7) また、「男性が育休や介護休暇を取れば、女性の社会参画が進む」と思う人が60%程度おり、育児・介護の支援の必要性が伺えます。(図8)

このため、男性が家事や育児に参画することや、介護休業を取得することへの理解を深め、男性がそれらの活動に前向きに参画等できるよう啓発していく必要があります。

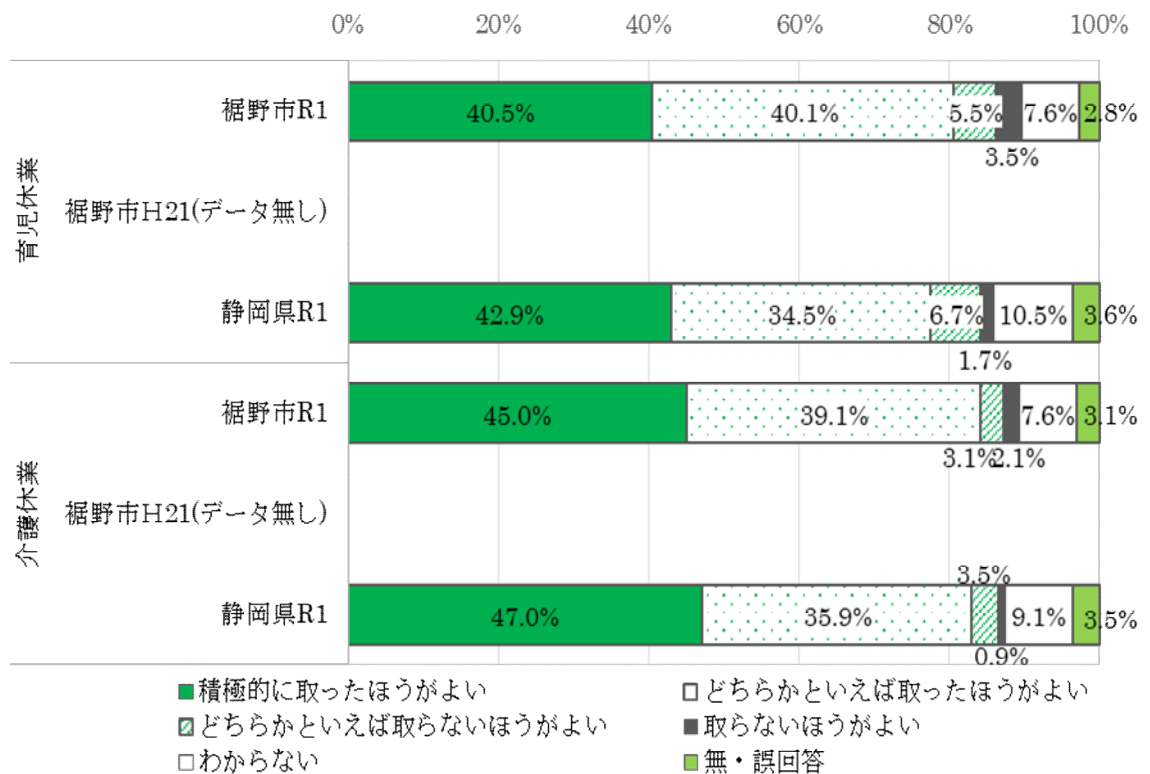
男性の地域活動や家事・育児・介護等への参画を進めるためには、「男女が共に家族の一員として役割を果たすための環境づくり」と「男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直しや意識改革」が必要との回答が多い結果となりました。未だに性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることが伺えます。これらの事から、まずは育休や介護休暇等の制度の見直しや意識改革、積極的に取得しやすい環境づくりが重要になってくると考えられます。

また、地域住民による自主的な地域活動は、就労とともに私たちの社会生活の重要な一面であり、行政の活動と協働して公共的価値を増大させます。また、住民自身が地域の生活課題を解決することは地域づくりの原点です。

地域活動を活性化していくためには、性別や国籍といった固定概念を取り払い、すべての人が地域の住民として多様な意見を出し合い、協力する意識をもつことが必要です。また、仕事や家庭生活と同様に、住民として地域活動に取り組むことができる環境の整備も必要となります。

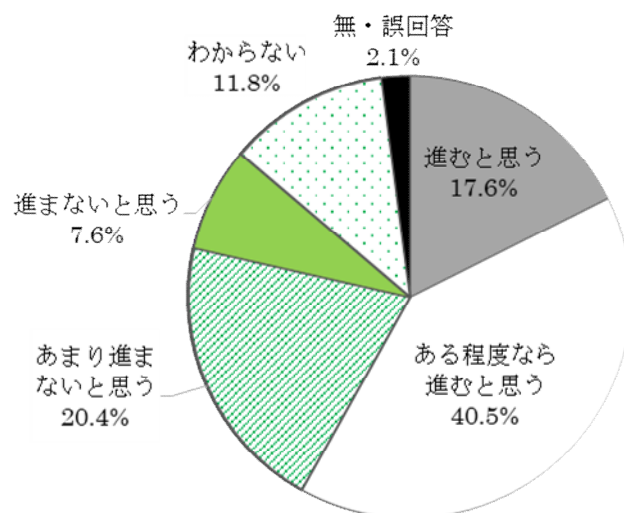
地域活動へ参加する際の障害となるものは何か、という設問では、「自分のやりたい活動をしているグループや団体を知らない」が多く上がっているため、団体情報を広報することで、地域活動への参画を促すことが可能であると考えられます。

図7 男性が育児休業や介護休業を取得することについてどう思うか



(出典：令和元年度 男女共同参画に関するアンケート調査)

図8 男性が育児休業または介護休業を取得することで、女性の社会参画が進むと思うか



(出典：令和元年度 男女共同参画に関するアンケート調査)

行政の取り組み

関連事業名	事業内容	担当部署
(1) 育児・介護休業制度等の利用促進		
家事・育児・介護などに参画するための情報提供（再掲）	男性を対象とした家事・育児・介護等を支援する情報提供をします。	子育て支援課 生涯学習課 コミュニティ課
男性の育児休業制度の利用促進（再掲）	男性の育児休業制度等の利用事例の紹介や、市職員における男性の育児休業制度等の条件や事務手続きをまとめ、周知します。	人事課
子育て支援事業の充実	多様な保育サービスの提供、医療費助成や児童手当などの助成制度の充実を図ります。	こども未来課 子育て支援課
(2) 地域活動への参画推進		
コミュニティ推進事業	環境美化活動や地域課題解決、地域活性化に関する事業への助成、各種啓発・広報活動を実施します。環境美化活動は、子どもから大人までの参画を呼びかけ区民のふれあいの場とします。	コミュニティ課
市民活動センター事業	市民団体間の交流やネットワークづくり、情報提供や研修の機会提供、市民と行政の情報共有・コミュニケーションの場づくりを実施し、市民活動の拠点整備を行い、中間支援組織による情報の提供等を行っていきます。また、市民活動団体の情報を発信することで広く周知し、地域活動への参画に繋がります。	コミュニティ課

市民自らの取り組み

- ・男性の家庭責任について男女共に意識を高めましょう。
- ・性別にかかわらず家族が協力して、家事や子育て、介護を行いましょう。
- ・固定概念にとらわれず、夫婦で話し合い、仕事と生活への考え方を共有し、仕事と家庭生活、地域生活の両立をめざしましょう。
- ・男性も家事・育児ができるよう必要な技術を身につけましょう。
- ・男女が共に、育児・介護休業制度等を積極的に利用しましょう。

学校・地域・事業者の役割

- ・男女が共に育児・介護休業制度等を、利用できるような職場環境づくりに努めましょう。
- ・地域活動や団体活動において、誰もが参加しやすい曜日、時間の開催に努めましょう。
- ・就業時間中に一旦職場を抜ける「中抜け」など、子育てや介護と就業が両立できる仕組みの導入を検討しましょう。

目標指標

指 標	担当部署	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
家族介護支援事業の開催回数、参加者に占める男性の割合	介護保険課	19回	15回
家族介護支援事業の参加者に占める男性の割合	介護保険課	43%	60%
市の男性職員の育児休暇取得率	人事課	-	20% (各年度)

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

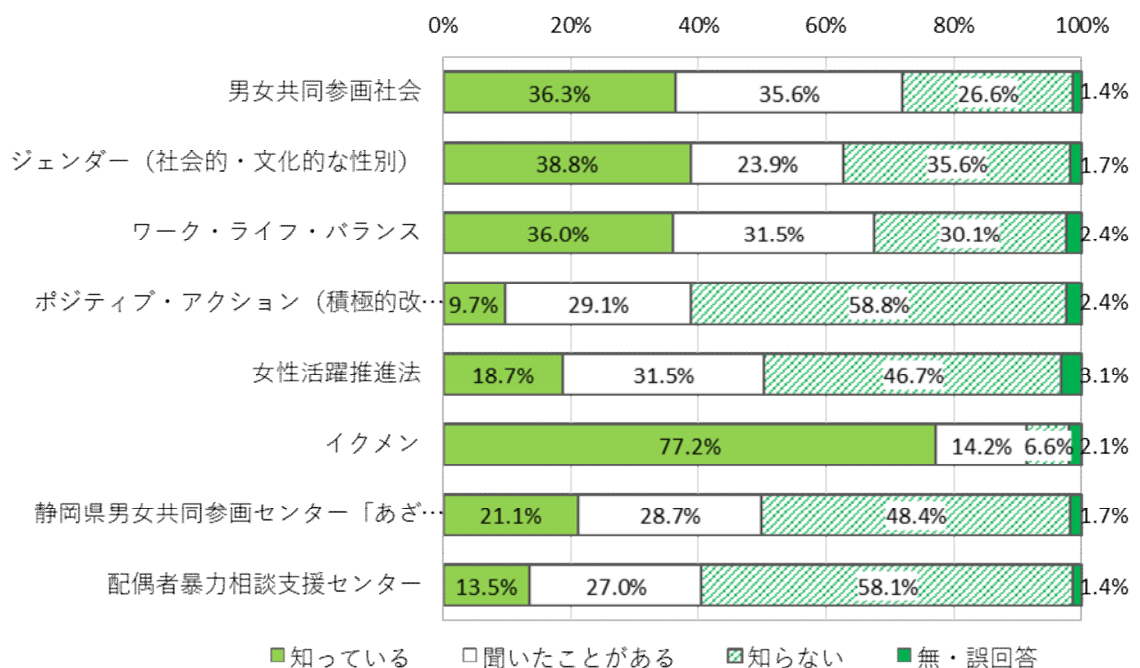
現状と課題

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現は、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、家庭生活や地域活動、個人の自己啓発など多様なライフスタイルを可能にするとともに、生産性の向上や競争力の強化につながり経済の活性化においても重要なことです。

アンケート調査から、ワーク・ライフ・バランスという言葉について知っているかを問う質問では、67.5%の人が「知っている」、「聞いたことがある」との回答をしており、多くの人に認知されていることが伺えます。（図9）

ワーク・ライフ・バランスの実現は、男性にとっても仕事以外の時間が増えたり、家族と過ごす時間が増え、子育ての喜びを実感できたりするなど、生活が充実することにより、仕事のやりがいの向上などが期待できます。働くことを希望する全ての人が仕事と家事・育児・介護等を含む生活との二者択一を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の削減や生産性の向上、柔軟な働き方を推進する取組が必要です。

図9 男女共同参画に関する言葉について当てはまるものはどれか



（出典：令和元年度 男女共同参画に関するアンケート調査）

行政の取り組み

関連事業名	事業内容	担当部署
(1) ワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動の実施		
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	ホームページや広報紙等を活用し、長時間労働等の働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの必要性などに関する意識の啓発を行います。	コミュニティ課
(2) 多様な就業形態の普及や就業支援の充実		
柔軟な働き方の情報提供	フレックスタイムや在宅勤務、ワーケーションなど柔軟な働き方の導入による多様な就業形態についてのPRを行うほか、先進事例等について適切に情報提供します。	産業観光課 コミュニティ課

市民自らの取り組み

- ・ワーク・ライフ・バランスがとれるよう努めましょう。
- ・固定概念にとらわれず、夫婦で話し合い、仕事と生活への考え方を共有し、仕事と家庭生活、地域生活の両立をめざしましょう。

学校・地域・事業者の役割

- ・固定的性別役割分担意識による慣習・慣行を見直しましょう。
- ・職場では、個人のワーク・ライフ・バランスに配慮し、働きやすい環境づくりに努めましょう。

目標指標

指 標	担当部署	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」がとれていると感じる人の割合	コミュニティ課	-	30%以上

1 ジェンダーに基づく、あらゆる暴力の根絶及び被害者の支援

現状と課題

ドメスティック・バイオレンス（以下 DV）やセクシャル・ハラスメント（以下セクハラ）等は、基本的人権の理解が不十分であり、その背景には、経済力の格差、上下関係、固定的な性別役割分担による慣習や意識に根ざした社会構造の問題があり、男女共同参画社会を目指す上で、克服すべき重要な課題です。

アンケート調査によると、配偶者暴力相談支援センターを知らない人が 58.1%と半数以上を占めています。また、DV やセクハラをなくすためにはどうしたらよいと思いますか、という設問では、「被害者が届けやすいような環境をつくる」が 59.5%という結果が出ました。（図 10）

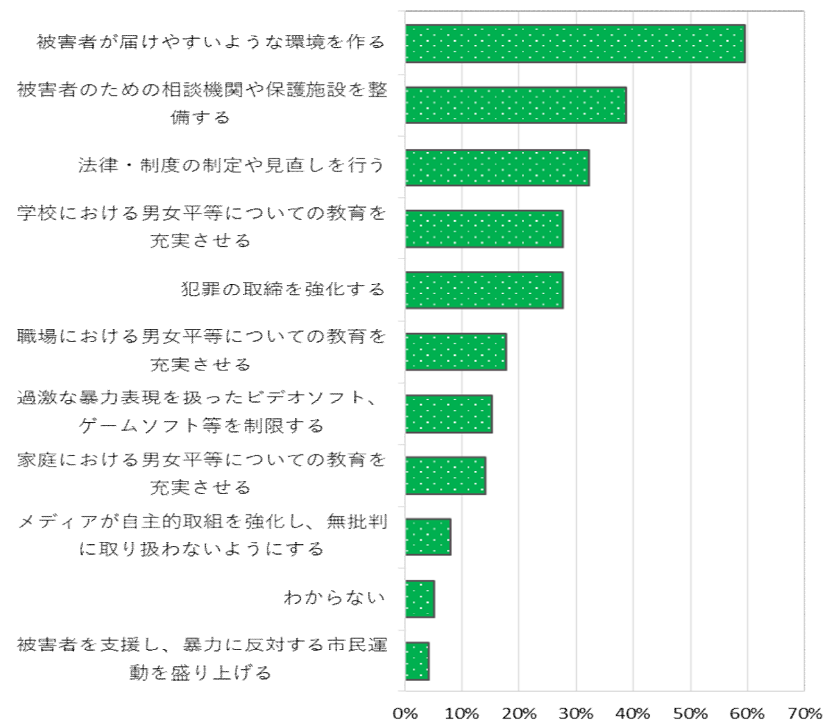
このことから、相談窓口の周知の強化と環境の整備に注力する必要があることが伺えます。

暴力は、身体的・心理的を問わず、基本的人権を脅かし、被害を受けた人に深刻な影響を及ぼします。暴力の被害者が躊躇せずに被害を訴え、又は相談し、包括的に支援が受けられるよう、関係各課、団体が連携し、医療や法的支援など被害者の立場に立った効果的な支援体制の整備を進めるとともに、DVをはじめ、ハラスメント、性犯罪等、ジェンダー※に基づく、あらゆる暴力を予防するために、市民の認識を高める意識啓発や予防啓発を引き続き行う必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や休業等により自宅で過ごす時間が増え、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されています。精神的暴力を含め、配偶者等からの暴力に関する相談支援や被害者等の安全確保も必要です。

※ジェンダー：社会的性別と呼ばれ、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念のことです。（出典：内閣府男女共同参画局 HP）

図10 DVやセクハラをなくすためにはどうしたらよいか



(出典：令和元年度 男女共同参画に関するアンケート調査)

行政の取り組み

関連事業名	事業内容	担当部署
(1) DVに関する認識の啓発		
暴力根絶に向けた啓発と情報提供の充実	DVやセクハラ等あらゆる暴力を根絶するため、ホームページ等を活用し、情報の提供を行います。	総合福祉課
(2) 相談しやすい環境づくり		
相談窓口の周辺及び相談体制の整備	相談窓口の周知をはじめ、問題解決に向けて相談しやすい相談体制の整備や支援情報の周知を図ります。	総合福祉課
市民無料相談	国や県、関係機関等と連携しながら、事業所に対して、あらゆる機会に関係制度の導入と取得に向けた啓発を進めるとともに、経済的不安を解消するための各種資金融資制度の情報提供を行うなど、広報・啓発の充実に努めます。	コミュニティ課
外国人相談（再掲）	市内在住の外国人のための相談体制を構築し、暮らしやすい環境を整備します。	コミュニティ課
(3) 保護体制の充実		
被害者の安全確保と自立支援	DV等被害者の安全確保と自立を支援するため、警察や県と連携し、一時保護や自立支援体制の充実に図ります。	総合福祉課

市民自らの取り組み

- ・男女の性差について正しく理解し、お互いの性を尊重し、思いやりの気持ちを持ちましょう。
- ・日頃の何気ない言動が相手を傷つけていないか、自分自身でチェックしてみましょう。
- ・暴力は犯罪であるとともに重大な人権侵害であるとの認識を持ちましょう。
- ・親から子どもに、お互いを尊重する性に関する教育をしましょう。
- ・暴力等の被害を受けた場合は、一人で抱え込まず、相談機関等に相談しましょう。

学校・地域・事業者の役割

- ・セクシュアル・ハラスメントのない職場環境をつくりましょう。
- ・職場でセクシュアル・ハラスメントが生じた場合は適切に対応しましょう。
- ・性差別による人権侵害や暴力、セクシュアル・ハラスメントを許さない社会づくりに努めましょう。
- ・DVやハラスメントに関する意識啓発や研修会を実施しましょう。
- ・従業員や顧客に被害が疑われる場合、相談窓口等を紹介できるようにしましょう。

2 生涯を通じた健康支援体制の充実

現状と課題

男女がともに互いの個性と能力を発揮し、社会に参画するためには、生涯にわたり心身ともに健康であることが重要です。

生涯を通じた健康の保持・増進のため、高齢者の健康づくりや生きがいきりとともに、働く世代の健康診断の受診率向上や運動習慣の形成が課題となっています。

また、人生100年時代を見据え、長期的、継続的かつ包括的な観点に立って健康の増進を支援していくことが重要であるため、育成過程にある子ども及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する必要があります。

行政の取り組み

関連事業名	事業内容	担当部署
(1) 健康と生きがいきづくりの推進		
女性に関するがん検診受診率向上の取組	女性特有のがん検診の受診率向上のため、関係機関や民間企業との連携を進めます。	健康推進課
健康の維持増進につながるスポーツレクリエーション活動の充実	生涯を通じて心身の健康の維持増進を図るため、子どもから高齢者まで誰もが楽しめるスポーツ機会の提供と環境づくりに努めます。	生涯学習課
(2) 妊娠・出産・育児にかかわる健康支援		
教室・相談・訪問による保健指導の充実	妊娠・出産に関わる女性の心と身体の変化や男性の役割について啓発を行うとともに、産前産後の精神的な不安の解消等に努めます。	健康推進課
子育て相談の充実	男女を問わず仕事をしていても育児を行うことができるよう、母子保健の総合相談窓口として、「子育て世代包括支援センター」を設置し、子育て支援センター等と連携し、妊娠期から子育て期の支援体制を強化します。	健康推進課 子育て支援課
不妊治療の支援	不妊治療に要する経費の助成を行うとともに、情報の提供や相談体制の充実を図ります。	健康推進課

市民自らの取り組み

- ・男女が共に健康づくりに関心をもち、正しい情報を取得しましょう。
- ・性と出産に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※）に関する理解を深めましょう。
- ・男女の心と体の違いについて正しく理解し、身体やライフサイクルを意識した上で、日頃から健康づくりに努めましょう。
- ・男女が共に生涯を通じて充実した生活を送るため、生きがいを見つけましょう。
- ・性と出産に関する健康・権利について男女が共に学びましょう。また、保護者から子どもへ積極的に伝えましょう。
- ・男女が共に性行為や出産に関する自分自身の考えを持ち、行動しましょう。

学校・地域・事業者の役割

- ・職場での健康診査の実施など、働く人の心と体の健康管理に努めましょう。
- ・地域の子どもを見守り、子育て家庭を支援しましょう。
- ・性や喫煙・飲酒・薬物などに関する健康問題について、正しく理解し、適切な行動がとれるよう、若年層からの教育に努めましょう。

目標指標

指 標	担当部署	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
子宮がん検診受診者数	健康推進課	3344人	3500人
乳がん検診受診者数	健康推進課	1386人	1500人

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：万人に保障され、性と生殖に関する健康と権利・考え方をいいます。これは、人権と性の視点から、妊娠・出産・避妊・性感染症・その他について女性の身体的・精神的・社会的なより良い状態を保障し、子どもを産むかどうか、いつ、何人産むかについて女性が自らの意思で選択できる自己決定権を尊重する考え方です。

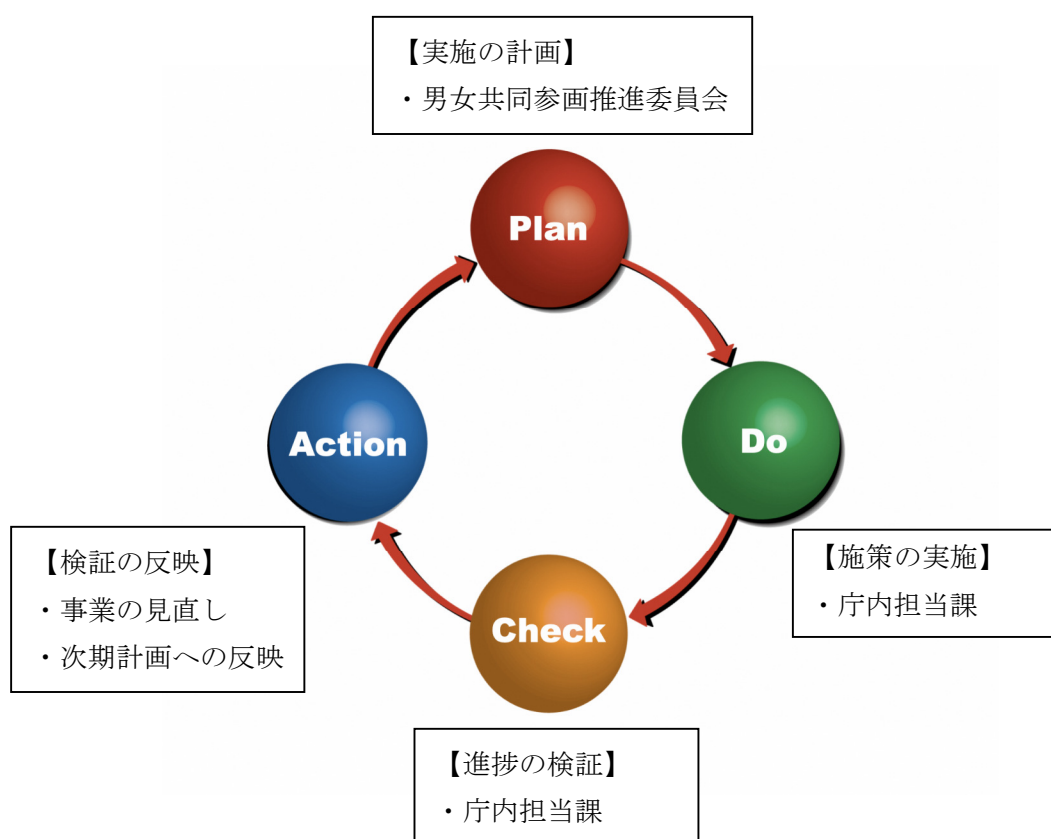
第4章

計画の推進

1 計画の推進体制

男女共同参画に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたっています。今後も、より効果的に施策を進めていくため、進捗状況を明確に把握し、実施した施策の成果や達成状況を評価することが重要です。そのため、基本方針ごとに進捗状況を把握するための目標値を設定しました。これらの目標値は、計画終了年度までに達成を目指し、施策を推進していきます。

プランを実効性のあるものとするためには、進捗状況を把握し、実施した施策の成果や達成状況を評価すること（PDCAサイクル）が重要です。そのため、基本方針ごとに施策の進捗状況を把握するための目標値を設けました。これらの目標値は、計画終了年度となる令和14年度中の達成を目指し、施策を推進していきます。そして、進捗の検証と事業の見直しをし、次期計画へ活かしていきます。



参考資料

1 男女共同参画に関する施策の経過（年表）

年	世界	日本	静岡県	裾野市
昭和47年 (1972)	・国連総会が1975年を「国際婦人年」とすることを宣言	・「勤労婦人福祉法」公布施行		
昭和50年 (1975)	・「国際婦人年」 ・国際婦人年世界会議開催（メキシコシティ） ・「世界行動計画」を採択 ・1976年から1985年を「国連婦人の十年」と決定（国連総会）			
昭和51年 (1976)	・「国連婦人の十年」始まる ・ILO事務局に婦人労働問題担当室設置	・民法改正離婚後の氏選択		
昭和52年 (1977)		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表 ・「国立婦人教育会館」開館	・労働部に「婦人問題担当窓口」設置 ・「婦人問題懇話会」設置 ・「婦人の地位向上部会」設置	
昭和54年 (1979)	・国連「女子差別撤廃条約」採択			
昭和55年 (1980)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン） ・世界会議で「女子差別撤廃条約」署名式	・「女子差別撤廃条約」署名	・生活環境部に「婦人対策室」 ・「婦人行政推進庁内連絡会議及び婦人行政推進市町村連絡会議」設置	
昭和56年 (1981)	・ILO156号条約採択（ILO総会）	・「国内行動計画後期重点目標」発表		
昭和58年 (1983)			・生活環境部に「婦人青少年課」設置	
昭和60年 (1985)	・「国際婦人の十年」ナイロビ世界会議開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用均等法」公布 ・「労働者派遣法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准		
昭和61年 (1986)		・「婦人問題企画推進本部」拡充 ・「男女雇用均等法」「労働者派遣法」施行	・「婦人のための静岡県計画」策定 ・「婦人問題推進会議」設置	
昭和62年 (1987)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・生活環境部に「婦人課」設置 ・労働部に「就業婦人室」設置	
平成元年 (1989)	・「児童の権利に関する条約」採択	・学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修等）	・「婦人総合センター（仮称）基本計画」策定	

年	世界	日本	静岡県	裾野市
平成2年 (1990)	「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直し及び評価に伴う勧告」採択 - ILO 第 171 号条約(夜業に関する)採択		「婦人総合センター(仮称)」建設工事着工	
平成3年 (1991)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第 1 次改定 「育児休業法」公布	「婦人のための静岡県計画」(修正計画)策定	
平成4年 (1992)		「育児休業法」施行 - 初代婦人問題担当大臣就任		
平成5年 (1993)	「世界人権会議」開催(ウィーン) 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「パートタイム労働法」公布・施行	- 静岡県女性総合センター“あざれあ”開館 「女性行政推進会議」設置	
平成6年 (1994)	「第4回世界女性会議エスカップ地域政府間準備会議」開催(ジャカルタ) 「ジャカルタ宣言」採択 - ILO 第 175 条約(パートタイム労働に関する)採択	- 総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進本部」設置		
平成7年 (1995)	「第4回世界女性会議」開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	- ILO156 号条約批准 「育児・介護休業法」成立		
平成8年 (1996)	ILO 総会「家内労働に関する条約」採択	- 男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画 2000 年プラン」策定 「労働者派遣法」改正	「男女が共に創るしずおかプラン」策定	- 庁内に「男女共同参画社会検討準備会」設置 「男女共同参画についての意識調査」実施(市職員)
平成9年 (1997)		「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正・公布 「特定非営利活動促進法(NPO法)」成立 「介護保険法」公布	「男女が創るしずおかプラン推進計画」策定 「男女が共に創るしずおか議員連盟」発足	「裾野市男女共同参画推進委員会・幹事会・担当者会議」設置 「裾野市男女共同参画プラン策定協議会」設置 「裾野市民意識調査」実施
平成10年 (1998)		- 男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法について」答申 「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」一部施行		「男女共同参画社会推進地域座談会」実施

年	世界	日本	静岡県	裾野市
平成11年 (1999)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選定議定書」採択	・「介護保険法」施行 ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「労働基準法」一部改正施行 ・「育児・介護休業法」全面施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食糧・農業・農村基本法」公布・施行	・女性政策課を「県民生活総室」、就業女性室を「就業支援総室」に改編 ・「ふじのくに・男女共同参画の日」制定	・「第3次裾野市総合計画」へ「男女共同参画社会の形成」として位置づける ・「裾野市男女共同参画プラン はじめのいっぽ」策定 ・企画部に「男女共同推進室」設置 ・「裾野市男女共同参画推進市民委員会」設置
平成12年 (2000)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）「政治宣言」「成果文書」採択	・「ストーカー行為等の規則等に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「男女が共に創るしずおかプラン第2次アクションプログラム」策定 ・女性政策室を「男女共同参画室」に改称	
平成13年 (2001)		・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ・「男女共同参画会議」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・一部施行	・「静岡県男女共同参画推進条例」公布・施行 ・「静岡県男女共同参画会議」設置	・「裾野市男女共同参画推進モデル地区事業」の発足及びモデル地区指定(1地区)
平成14年 (2002)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行 ・「改正育児・介護休業法」施行	・配偶者暴力相談支援センターを静岡県女性相談センターに設置	・「裾野市男女共同参画推進モデル地区事業」2地区を指定
平成15年 (2003)			・「静岡県男女共同参画基本計画」“ハーモニックしずおか2010”を策定 ・「静岡県女性総合センター」を「静岡県男女共同参画センター」に改称	・「男女共同推進室」を「男女共同国際交流推進室」に改称 ・「裾野市男女共同参画プラン」の改訂に伴い、「裾野市男女共同参画プラン策定会議」設置 ・男女共同参画「市民意識調査」の実施 ・機関紙「すてっぷあっぷ」創刊号発行
平成16年 (2003)				・「裾野市男女共同参画プラン はじめのいっぽⅡ」策定
平成17年 (2005)	・「第49回国連婦人の地位委員会」、通称「北京+10」がニューヨークにて開催	・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定		
平成18年 (2006)	・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催 ・「東京閣僚共同コミュニケ」採択			
平成19年 (2007)	・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」第2回開催		・「後期実践プラン」策定	
平成20年		・「女性の参画加速プ		

年	世界	日本	静岡県	裾野市
(2008)		「プログラム」決定		
平成22年 (2010)	・「第54回女性の地位委員会（北京＋15）」が開催	・「第3次男女共同参画基本計画」が決定		・男女共同参画「市民意識調査」の実施
平成23年 (2011)	・ユニフェム（国連女性開発基金）など4つの女性に関する国際機関が統合され、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国際機関（略称「UN Women」）」が発足	・「政治分野、行政分野、雇用分野及び科学技術・学術分野におけるポジティブ・アクションの推進方策」中間報告の取りまとめ（平成23年7月）	・「さくや姫プロジェクト」Webサイトのリニューアル（さくやな人々を追加） ・「施策の展開方針」を策定（10月）	・「裾野市男女共同参画プラン はじめのいっぽ」策定 ・男女共同参画推進講座の実施
平成24年 (2012)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定（平成24年6月22日）	・男女共同参画ポータルサイト「あざれあナビ」運用開始（4月） ・「ふじのくに男女共同参画防災ネットワーク会議」設置	
平成25年 (2013)		・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成（平成25年5月） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成26年1月施行）	・「男女共同参画の視点からの防災手引書（本冊）・ダイジェスト版」発行（6月） ・「第2次静岡県男女共同参画基本計画・第2期実践計画」の策定（平成26年3月）	
平成26年 (2014)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・「日本再興戦略」改訂2014に『女性が輝く社会』の実現」が閣議決定（平成26年6月24日）	・「ふじのくに さくや姫サミット」の開催（平成27年3月8日）	
平成27年 (2015)	・国連「北京＋20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）） ・第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布（平成27年9月4日） ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定（12月25日）	・「ふじのくに輝く女性人財データバンク」の構築（12月16日） ・「しずおか女性活躍先進企業サミット」の開催（平成28年2月12日） ・「ふじのくに女性活躍応援会議」の発足（平成28年3月7日）	・男女共同参画推進のための職業講話の実施
平成28年 (2016)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行（平成28年4月）	・「ふじのくに女性活躍応援会議ホームページ」の構築（12月16日） ・「静岡県の女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」の策定（平成29年2月）	
平成29年 (2017)		・「育児・介護休業法」一部改正（平成29年10月1日施行）	・「第2次静岡県男女共同参画基本計画・第3期実践計画」の策定（平成30年3月）	
平成30年 (2018)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」		

年	世界	日本	静岡県	裾野市
		公布・施行（平成30年5月23日）		
平成31年 令和元年 (2019)	・W20 日本開催（第5回WAW！と同時開催）	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部改正（令和元年6月5日公布） ・「DV法」一部改正（令和2年4月1日施行） ・「男女雇用機会均等法」一部改正（令和2年6月1日施行） ・「育児・介護休業法」一部改正（令和3年1月1日施行）		・計画策定に伴うアンケート調査の実施
令和2年 (2020)	・「第4回世界女性会議 25 周年記念ハイレベル会合」 ・UN Woman（国連女性機関）によるアンステレオタイプアライアンス日本支部設立	・男女共同参画局内に「男女間暴力対策課」を新設 ・「第5次男女共同参画基本計画」策定（令和2年12月閣議決定）	・男女共同参画課において「性の多様性への県民理解の促進」に関することを新たに所管 ・「第3次静岡県男女共同参画基本計画」の策定（令和3年2月）	
令和3年 (2021)				
令和4年 (2022)				
令和5年 (2023)			・パートナーシップ宣誓制度の開始	・「裾野市男女共同参画プラン はじめのいっぽ IV」策定

2 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に關し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じ男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日 平成 13 年 1 月 6 日）

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (平成13年4月13日法律第31号)

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二に

において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との

連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命

- 又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

しゅう

- 八 その性的 羞 恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、

その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるとおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての

申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するも

のとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第十四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合
--------	----------------------	-----------------------

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び

被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成27年9月4日法律第64号)

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)

第五章 雑則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実

施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正)

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法二四・旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四・旧第十四条繰下)

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主

行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条線下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条線下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条線下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施

することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条繰下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活にお

ける活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条繰下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要

な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

裾野市男女共同参画プラン
はじめのいっぽⅣ

令和 5 年 3 月 発行

裾野市 環境市民部 コミュニティ課
〒410-1192

静岡県裾野市佐野 1059 番地

T E L 055-995-1874

F A X 055-992-4447